海上交通上の問題点等に関し、以下のとおり意見交換しました。

【水域利用編】

(意見1)

本船入港時、許可を頂いている指定錨地付近に許可不要の内航船が停泊していることがあります。指定錨地の外側であっても近くであれば危険なため、指定錨地以外の広い場所で錨泊をしてほしいものです。

(意見2)

時間が経つと段々錨地を打つ場所が大雑把になるので、時々錨地指定の確認としまして各船へ錨地一覧の通達をし、注意喚起をして頂きたいです。

(回答)

- ・ 港則法の目的である港内の整とんと船舶交通の安全を図るべく、ポートラジオ局と連携する等して、錨地の不適切利用を認知した場合にあっては、その都度、当該船舶に対し、 錨地の設定状況を周知徹底することも含め、是正指導しております。
- ご指摘の内容につきましては、今後も法目的を全うするため、適時、関係船舶への指導 強化に努めてまいります。

なお、皆様におかれましても、機会あるごとに傘下船舶へ錨地の適正利用について周知 徹底のほどよろしくお願い致します。

(意見3)

特に台風シーズンに、避難に来た小型鋼船が航路内に錨泊していることがあり、その結果、入港しようとする船の進路が妨げられることがあります。

(回答)

・ ご指摘の内容につきましては、港則法施行規則第6条の「河川、運河その他狭い水路及 び船溜まりの入口付近では、みだりに錨泊又は停留してはならない」との規定に抵触する おそれがありますので、引き続き注視しつつ関係船舶への指導を徹底してまいります。 なお、該当船舶を認められましたら、当部への一報をお願いいたします。

(意見4)

一般貨物船のアンカーポジションが狭いと思います。

具体的には、晴海西錨地は停泊船が多く錨地を広げて頂くとありがたいです。

(回答)

・ 晴海西錨地が狭いと感じるようでありましたら、担当代理店とご相談のうえ、徳山下松港長指定錨地である黒髪南錨地を活用してはいかがでしょうか。

また、一例として、水域の有効利用の観点から、晴海西錨地内に特定の位置を定めた運用も今後考えてまいります。(面錨地から点錨地への転換)

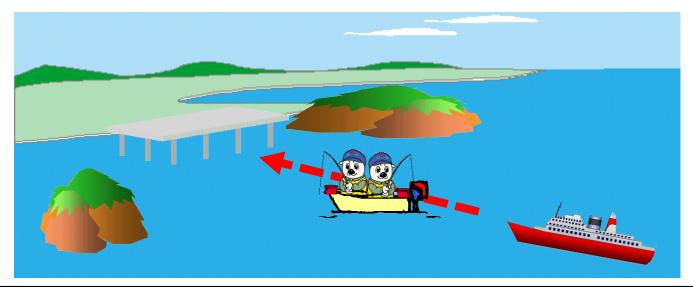
なお、錨地設定は港湾情勢の変化に伴い、関係者と協議し、変更しているものですから、 同様のご質問が他の船舶からもあるようでしたら、改めて関係者と協議してまいりたいと 思います。

(意見5)

旅客船の航路上に遊漁船がいて危険を感じる場合があります。

(回答)

ご指摘の海域については、旅客船にとって重要な航路であろうと考えられますので、双 方の事故を未然に防止するため、徳山海上保安部インターネット・ホームページに例図を 掲載のうえ、注意を呼び掛けたいと思います。



【交通ルール編】

(意見1)

小型船(20 トンクラス)が速力を落とさずに航路を航行することがあり、その結果、着 桟船舶に航走波が大きく伝わり縦揺れ等の影響が生ずる場合があります。

(回答)

・ ご指摘の内容につきましては、港則法第16条第1項「船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行しなければならない」との規定に抵触するおそれがあります。

また、荷役中にあっては、航走波により危険物の流出等、不測の事態を招くことも十分に考えられますので、徳山海上保安部インターネット・ホームページに関連リーフレットを掲載し注意を呼び掛けることとします。そのうえで、今後該当船舶を認められましたら、当部への一報をお願いいたします。

(意見2)

大型船着桟作業時に小型船が進路を横切ったりすぐ近くを通り抜けていく事があるのでできる限りこれを避けてほしいものです。

(回答)

- ・ ご指摘の内容につきましては、港則法第18条第1項の「汽艇等は、港内においては汽 艇等以外の船舶の進路を避けなければならない」との規定に抵触するおそれがあります。
- ・ 小型船を取り扱う方々に同項の遵守励行を要請するほか、機会あるごとに、小型船舶運 航者への指導に努めてまいります。

【マリンレジャー編】

(意見1)

夏場等にSUP等が岸壁付近まで来ることが稀に有り、危険に感じる状況です。

SUPや水上バイク等への危険性をPRする啓蒙活動などを展開して頂けるとこの様な 事例も多少減少するかと思います。

(意見2)

水上バイクが漁港内、航路等で徐行せずに遊走する場合があり危険です。

(回答)

- ・ 「ウォーターセーフティガイド」といったSUPや水上バイク等マリンレジャーの危険 性や事故防止ポイントを記したリーフレット等を活用し、マリーナやマリンレジャー用品 販売店、漁業協同組合への訪問周知、情報収集等を実施しているところです。
- ・ 今夏も水上バイクにかかる通報を受け海水浴場へ臨場した他、警察と合同で海浜パトロールを実施しました。
- ・ このような中で、ご指摘、ご要望などを真摯に承り、今後とも関係者への指導強化に努めてまいります。

【無線運用編】

(意見1)

タグボートから無線による呼び出しに応答のない小型内航船がたまに見受けられますので、無線での呼び掛けには応えて頂きたいです。

(意見2)

国際VHF16 チャンネルの航行中常時聴守徹底をお願いいたします。

(回答)

- ○ボリュームはしぼらない!
- ○無線の常時聴取!

以上のことは、これまで適時、リーフレット等により呼び掛けているところであり、国際 VHF を活用した船舶間コミュニケーションは、事故防止の最たる手段と考えておりますので、引き続き、無線交信の重要性について周知してまいります。